

平成26年白老町議会定例会1月会議会議録（第2号）

平成26年 1月24日（金曜日）

開 議 午前10時00分

散 会 午前11時50分

○議事日程 第2号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 行政報告について
- 第 4 議案第 1号 平成25年度白老町一般会計補正予算（第6号）
- 第 5 議案第 2号 白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 承認第 1号 議員の派遣承認について
- 第 7 諸般の報告について

○会議に付した事件

- 議案第 1号 平成25年度白老町一般会計補正予算（第6号）
- 議案第 2号 白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 承認第 1号 議員の派遣承認について

○出席議員（13名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 氏 家 裕 治 君 | 2番 吉 田 和 子 君 |
| 3番 斎 藤 征 信 君 | 4番 大 淵 紀 夫 君 |
| 5番 松 田 謙 吾 君 | 7番 西 田 ・ 子 君 |
| 8番 広 地 紀 彰 君 | 9番 吉 谷 一 孝 君 |
| 10番 小 西 秀 延 君 | 11番 山 田 和 子 君 |
| 12番 本 間 広 朗 君 | 13番 前 田 博 之 君 |
| 15番 山 本 浩 平 君 | |

○欠席議員（1名）

- 14番 及 川 保 君

○会議録署名議員

- | | |
|---------------|---------------|
| 10番 小 西 秀 延 君 | 11番 山 田 和 子 君 |
| 12番 本 間 広 朗 君 | |

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	戸	田	安	彦	君											
副	町	長	白	崎	浩	司	君										
教	育	長	古	俣	博	之	君										
理		事	山	本		誠	君										
総	合	行	政	局	長	岩	城	達	己	君							
総	合	行	政	局	行	政	改	革	担	当	課	長					
総	合	行	政	局	財	政	担	当	課	長	安	達	義	孝	君		
総	合	行	政	局	企	画	担	当	課	長	高	橋	裕	明	君		
総	務	課	長	本	間	勝	治	君									
生	活	環	境	課	長	竹	田	敏	雄	君							
産	業	経	済	課	営	業	戦	略	担	当	課	長	大	黒	克	己	君
建	設	課	長	岩	崎		勉	君									
教	育	課	長	五	十	嵐	省	蔵	君								
教	育	課	総	務	社	会	教	育	担	当	課	長	葛	西	吉	孝	君
子	ど	も	課	長	坂	東	雄	志	君								
病	院	事	務	長	野	宮	淳	史	君								
消	防	長	前	田	登	志	和	君									

○職務のため出席した事務局職員

事	務	局	長	岡	村	幸	男	君
主			査	本	間	弘	樹	君

◎開議の宣告

○議長（山本浩平君） 本日1月24日は休会の日ですが、議事の都合により、特に定例会1月会議を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本浩平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第102条の規定により、議長において、10番、小西秀延議員、11番、山田和子議員、12番、本間広朗議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（山本浩平君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から本日の本会議前に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申し出がありましたので、これを許可します。

議会運営委員会大淵紀夫委員長。

〔議会運営委員会委員長 大淵紀夫君登壇〕

○議会運営委員会委員長（大淵紀夫君） 議長の許可をいただきましたので、本日の本会議前に行った議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

平成26年白老町議会定例会は、3月31日まで休会中ではありますが、会議条例第6条第3項の規定により、休会中にかかわらず議事の都合により1月会議を再開することといたしました。

本委員会での協議事項は、平成26年定例会1月会議の運営の件であります。

本定例会1月会議に追加議案として付議され提案された案件は、町長の提案に係るものとして、平成25年度一般会計補正予算1件、条例の一部改正1件、合わせて議案2件であります。

また、議会関係としては、議員の派遣承認、諸般の報告が予定されております。

このことから、1月会議の再開は、本日1日間とするものであります。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（山本浩平君） 議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

◎行政報告について

○議長（山本浩平君） 日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたのでこれを許可いたします。

戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 平成26年白老町議会定例会 1月会議の再開に当たり行政報告を申し上げます。

初めに、消防分団長の懲戒処分についてであります。白老町消防団長は、消防分団員から預かっていた預金通帳から無断で現金を引き出し、私的に流用していた分団長を昨年12月23日付で懲戒免職とする処分をいたしました。なお、引き出された現金約380万円は、全額返納されております。今後は再発防止のため、各分団においては個人による通帳及び印鑑の管理を徹底させたところであります。

次に、事務処理の誤りについてであります。1点目、町税等の還付加算金の算定誤りについてであります。市長村民税等の道内自治体における還付加算金の算定誤りの報道を受け、本町においても町税等の還付事務について確認作業を行ったところ、算定に誤りがあることが判明いたしました。算定誤りの要因につきましては、確定申告等による町税等の過納金を還付する場合の日数計算の始期を誤って計算していたもので、現時点での未払い件数は86件、未払金は32万1,800円となっております。今後も引き続き、再点検及び内容の精査を進め、未払金の額が確定次第、早急に還付手続を行うこととしております。

2点目、障害福祉サービス費の算定誤りについてであります。障害福祉サービス費については、本町が平成21年度より特別地域加算の対象地域となりましたが、対象地域を十分把握せず該当しないと判断し、受給者証に記載しなかったことにより、サービス提供事業者への未払金550万円が発生いたしました。算定誤りにより未払いの対象となった皆様には、大変ご迷惑をおかけしますことを深くお詫び申し上げますとともに、今後はこのような誤りが起きないように、信頼回復に向け関係法令等の確認を徹底し、適正な事務処理に努めてまいります。

最後に、本1月会議には議案2件を提案申し上げておりますので、よろしくご審議賜りたいと存じます。

○議長（山本浩平君） ただいま町長の行政報告が終わりました。

◎議案第 1号 平成25年度白老町一般会計補正予算（第6号）

○議長（山本浩平君） 日程第4、議案第1号 平成25年度白老町一般会計補正予算（第6号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 議案第1号でございます。平成25年度白老町一般会計補正予算（第6号）。

平成25年度白老町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,381万3,000円を追加し、歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ96億3,857万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為の補正」による。

平成26年1月24日提出。白老町長。

3 ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、記載のとおりでございます。

4 ページ、5 ページをお開きください。「第2表 債務負担行為補正」、1、変更、変更事項、(仮称)食育・防災センター建設事業。変更前、期間、自平成26年度、至平成26年度、限度額10億1,963万9,000円。変更後、期間、自平成26年度、至平成26年度、限度額10億4,822万円でございます。この差額2,858万1,000円の増額でございます。これは、7月12日に行われた第3号補正の再度の補正となります。

11ページの次についている説明資料についてご説明申し上げます。先ほど説明いたしました限度額の変更につきましては、平成25年度9月12日執行の入札が不調に終わったことから、建築工事の再積算と補助金申請先との協議の結果、資料下段の枠外の説明のとおり建築工事の積算額が5億1,747万2,000円となり、増額分4,505万6,000円となります。また、9月26日に執行した電気設備工事、給排水衛生設備、空調暖房設備、厨房設備、厨房移動等の入札差金1,647万5,000円につきましては、補助事業に充当することについて国のほうから同意を得ております。したがって、建築工事の増額分4,505万6,000円から入札差金1,647万5,000円を差し引いた2,858万1,000円について、今回の債務負担の補正となるものでございます。

次に、財源の内訳でございます。この表の②に記載しております。平成26年度の事業費が10億4,822万円となり、補助金7億2,623万円、地方債1億8,150万円、一般財源が1億4,049万円となり、総額で比較しますと一般財源が2,858万円の増額となっております。

次に、歳出の説明をいたします。歳入歳出事項別明細書の2、歳出。8ページでございます。1款議会費、1項1目議会費、議会運営経費51万円の補正でございます。立地企業に対する表敬訪問でございます。議員8名、随員職員1名、計9名の旅費でございます。財源については一般財源でございます。

次に、8款土木費、3項3目河川改良費、河川改修事業(補助事業)でございます。8,306万3,000円の補正でございます。この事業につきましては、ウトカンベツ川の堆積した土砂の撤去と、一部護岸ブロックの改修工事となります。2節給料から11節の需要費については事務費でございます。今回発注する委託料、この事業につきましては、2カ年工事でございます。本年度に設計監理業務を発注するものでございます。内容は、実施設計分と設計積算業務でございます。これが2,484万円、使用料及び賃借料については事務費充当でございます。10ページ、11ページでございます。工事請負費については、26年度の事業となります。今回の工事区間延長490メートル、堆積土砂のしゅんせつについては1万9,000立米でございます。場所につきましては、新生橋部分から緑大橋の下流側にある旧石材店の裏側の落差工付近まででございます。この区間の工事となります。それと、19節負担金、補助及び交付金につきましても事務費計上

でございます。この財源につきましては、8,024万8,000円が防衛施設周辺整備事業補助金、281万5,000円につきましては単費上乘せ。これは工事執行に伴いまして単費を上乘せします。

次に、10款教育費、5項3目図書館費、図書等購入経費2万円でございます。図書館の図書備品でございます。財源につきましては、青色申告会様の寄附金2万円を充当するものでございます。

次に、14款諸支出金、1項1目基金管理費、各種基金積立金22万円の補正でございます。教育振興基金積立金につきましては、東京都の方が匿名希望で10万円、それと室蘭市の方で松川様からの2万円、合わせて12万円。社会福祉基金積立金、札幌市の江川様から3万円、同じく札幌市の匿名の方から4万円、合わせて7万円でございます。文化振興基金につきましては、岐阜県養老町の高木様から3万円でございます。これについては、財源は寄附金となっております。

歳出の説明を終わらせていただきまして、特定財源については今説明させていただきましたので、一般財源のみ歳入のほうで説明したいと思います。6ページ、7ページでございます。11款地方交付税、1項1目地方交付税、普通交付税281万5,000円の補正でございます。この補正に伴いまして、12月の5号補正で財源留保していた1億3,225万8,000円からこのたびの補正を引きますと1億2,944万3,000円の財源留保となります。

次に、18款寄附金、1項1目寄附金の2節一般寄附金51万円でございます。川崎市の匿名希望の方から30万円、それから、東京都の2名の方から匿名希望で1万円と5万円の寄附、それから、苫小牧市の山本様から5万円、もうひとつ苫小牧市の匿名希望の方から5万円、それから、札幌市の桜沢様から5万円、計51万円の寄附でございます。

以上、今回の補正でございます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

3番、斎藤征信議員。

○3番（斎藤征信君） 斎藤でございます。9ページの河川改修のところ質問いたします。前から要望、お願いしておりましたウトカンベツに国の予算がついたということで大変うれしく思います。それで、まずウトカンベツはどの程度の工事になるのか。その辺もう少し詳しく伺いたいと思います。前に聞いたときには、途中堆積してかなり埋まった、そして木が生えた。それも若干の処置はしたという話になっていましたけれども、一番の根源が白老川の入口、河口のところの堆積が大変だと。それでいろいろな不便が出ているのだという話を聞いておりましたけれども、どの辺までの工事になるのか。そのあたり5,000万円の工事費でどのくらいまでできるのか。元どおりすっかり堆積した土砂が取れるのか。そのあたりを伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 今回のウトカンベツ川の改修事業でございます。これにつきましては、国のほうもある程度現地を見ていただいて早急に対応しなければならないということで、25年度で前倒しさせていただいております。3カ年の工事になります。今のところ白老川の合流部分についても北海道さんと調整しながらうちの工事をやるときに同時に白老川の河川区域

については掘削してもらえるとという形で、もう合流点からことしの工事は先ほど説明した落差工までを最初に工事した河川断面まで掘削するという形で計画しております。委託費につきましては、大体4.3キロということで環境衛生センターの分かれ道よりちょっと上くらいまで、そこが大体土砂が堆積しているものですから、そこまでをまず測量調査と設計いたしまして3カ年でやっていくと。まず25年度は緑大橋の前の落差工付近までやって、あと26年、27年で上のほうに上がっていくという形で今のところ検討しております。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

○3番（斎藤征信君） 今3カ年とおっしゃいました。先ほどの説明で2カ年の計画と言いました。それで、設計監理等委託料が2,484万円ということで、工事費の約半分ぐらいは設計のほうにかかるということになるのでしょうか。そうするとかなり大きな金額になるわけですが、土砂の堆積を取り除くのにそれだけの設計が必要なのちちょっと不思議に感じるのですが、そのあたりはどうなのでしょう。

○議長（山本浩平君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） ちょっと説明不足でしたが、この5,000万円というのが25年度分での工事費として採択を受けたものでございます。あと26年度、27年度、また改めて大体8,000万円くらいずつ掘削工事をやっていくという考え方をしております。

先ほど2年と言ったのは、25年度で予算をいただいて、繰越明許で25年度と26年度の中で工事をすると。この予算についてはそういう形になるということで、もう期間もないものですから繰り越しして委託を発注して、その委託も26年度の10月くらいとか。あと工事につきましては、委託が終わってから工事を発注するものですから、26年度に発注するという形になります。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

○3番（斎藤征信君） そこまでわかりました。

あともう1点だけ、ここに事業の従事職員の給与から始まって手当とか共済まで全部入っています。これは新たな職員を採用してその給料を払うとかそういうようなことになるのでしょうか。これは委託してしまうとその業者のほうで支払うことになるのではないかという気がするのですが、この給与とか手当の解釈というのはどんなふうにすればいいのですか。

○議長（山本浩平君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） この事務費の部分につきましては、役場の職員の給料という形です。あとは車とかです。要は、昔と同じで防衛の場合はまだ事務費をつけてもらえるという形で、この頃給料関係は一般会計から出していたのですが、この補助の中で担当職員の給料は面倒見てもらえると。あと現場へ行く車についても面倒見てもらえるというのが、事務費のやり方でございます。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。食育・防災センターについて2点ぐらい伺いたいと思います。1点目、入札不調でその増額分を今回債務負担行為の補正ということで出てきているのですが、差額増額分としては4,505万6,000円だということなのですが、それから前回入札が行われた他の部分の差金を差し引くと2,858万1,000円という説明だったのですが、これは建

設費の入札の予定はいつ頃になるのかということと、もしかしたらこの建設費の中でも入札差金というのは望めるのかどうなのか。これは消費税も含まれていると思いますので、4,500万円です。でも、2,800万の入札差金を除いた中からまた建設費のほうでも入札差金が何百万円かでも出れば助かると思うのですが、それは期待していいのかどうなのか。そのことが1点。

それから、差金を入れて2,800万円ということですが、正式な増額分は4,500万円ということですので、これは消費税も含まれておりますけれども、補助対象の中で補助金の増額ということは、ここでは今のところはふえていないような気がするのですが、望めるのかどうなのか。交渉はしていくのかどうなのか。その辺のお考えを伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 食育・防災センターの関係でございます。今回工事を発注して入札差金が出るのかという話ですけれども、これについては、ちょっと想定できないと思います。ただ、通常でいけばギリギリの線で増額させていただいているので、99以上の入札で、そんなに差額は出てこないのではないかとこのふうには予想しております。

それと、2,800万円についてでございます。それにつきましては、積算根拠のある増額分なので補助の対象にはなるということで、ある程度今防衛のほうにその補助額の増額についても要求をしているところでございます。

入札の時期でございます。今回議決いただいた中で改めて公告をしたいと思っております。公告をすると大体1カ月くらいかかりますので、入札時期は多分2月の下旬になるのではないかとこのふうには考えています。それをやった中でもし入札ができれば、その後3月議会で、今もう仮契約しているものを含めて工事の議決を提案したいというふうに思っております。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 一度入札不調で終わっていますので、今度不調ということになると厳しいというふうを感じるのですが、この増額した分というのは間違いなく業者がこれで十分やっているとこのような金額を基本にしたということによろしいでしょうか。

○議長（山本浩平君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 北海道の定めている積算根拠の中でやっております。その中で、やはり入札が不調になったということで聞き取りとかをやりながら、うちの積算の仕方とかも意見交換しながら今回積算して、ある程度業者さんとか建設協会さんとかの意見も聞きながら積算しています。ただ、このくらいになると積算根拠があるやり方しかできないものですから、よく聞くのは作業員とかを確保するために通常の単価よりも高くする場合があるみたいなのです。それについてはちょっと積算根拠がないものですから、今回積み上げの中には入れられなかったという形になっております。あとは、通常の市場単価である程度北海道のほうも増額というか額を上げてきていますので、通常でいけば落札していただけるのではないかとこのふうには考えております。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君） この入札のことについてですけれども、前回不調に終わったときに、議会側からももうちょっと縮小して考えたらどうだと、もう一回設計をしたらどうですかとい

う意見も出たのです。そのときの町側の説明では、新たな設計ということになると1,000万円近くかかるというような答弁をいただいていたと思うのです。ところが、実際に今回新たに2,800万円以上の補正をするということになると、私なんかもそうですし、ほかの議員からも前々から意見があったように、もうちょっと縮小してやるべきだという意見が、本当にそちらの意見のほうが正しかったのではないかと今こういうふうに感じているのですけれども、それについては、改めてこれだけの金額になるのだったら、もう一度設計を見直すという考え方に至らなかったのか。なぜ至らなかったのか。その辺をぜひ説明していただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） まず規模を縮小という話は役場内でも話題になりました。ただ、今回防衛の補助をいただいております。その中でいくと、災害時に必要な食数として1,300食という形がある程度もう決まっております。災害時ではない通常の場合に給食センターとして使ってもいいという形なものですから、まずは1,300食ということを変えない限りは、縮小はちょっと難しいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君） 1,300食というその部分は変えられないということですがけれども、もともと元々これは防災センターではありますけれども、実際には給食センターというのが主な役割だと思うのです。そこで実際に一番大事なことは、給食をつくるということが一番大事なのであって、例えばそこに見学施設があるとかいろいろなことをやると当初いろいろありましたけれども、その部分を削ってもきちんとした給食をつくるのだと。そういうような形の中、そして何かあったときには防災センターとしてそこできちんと1,300食の食事をつくる。そういう考え方にはどうして至らなかったのでしょうか。その辺ももうちょっと詳しく説明していただければと思います。

○議長（山本浩平君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 給食センターという形ということなのですが、まずこれは防衛の高率補助をいただいているものですから、ここはまず防災センターという考え方をしなければならぬということでございます。防衛局と話していたのは、防災センターの中で食育もやりたいという話の中で、それを事業として許可を受けているということと理解していただけないかと。その中で通常時は給食の配食に使ってもいいということなものですから、そこでの衛生・安全も考えてもワンウエー方式のドライ方式を取り入れて今回の規模にしていると。うちとしても実施設計する段階でできる限りコンパクトにするということで検討してこの設計をしているものですから、これ以上小さくするというのはちょっと難しいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君） それでは、今回これだけ4,500万円分増額して入札を新たにすることですがけれども、実質的には大きさは変わらないわけですから、これから先の支払いとかそういう部分に関してはどういうときに説明していただけるのでしょうか。ライフサイクルコストだとかそういうものは。

○議長（山本浩平君） 葛西総務社会教育担当課長。

○教育課総務社会教育担当課長（葛西吉孝君） コスト的な関係のお話でございました。本日補正を上げさせていただいてはいますけれども、その後その部分がはっきりした段階で、一般的なコストの部分につきましても北電の料金改定等々もございまして、それを含めた中で今後全体的なライフサイクルコストについても算出させていただいて、お示ししたいというふうに思っております。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。何点か今のことでお尋ねをしたいのですが、現在の財政状況の中で2,800万円という支出、今の段階では町の単費です。これが本当に認められるかどうかということが焦点だと思うのです。特別委員会の中で今財政問題の議論をしているわけですが、そこでは何千円の単位の議論をしているわけですが、そういう中で入札が不調に終わったということで2,800万円というのが本当に町民に受け入れられるのかどうか。ここらあたりが私は非常に重要だと思うのです。それで、先ほどもありましたけれども、見直しをするというような考え方で町の中で話をされたかどうか。例えば1億円、2億円かけても現在のセンターを7年なり8年なりもたせて、その時点で例えば生徒数に合わせたコンパクトな給食センターを建てた場合の財政シミュレーション、こういうものをやられた上で今回のような状況になったのかどうか。まずこの点を伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 今の1点目のご質問です。現実の過程の中でいわゆる既存の給食センターの状況を見直し、あるいは5年、6年既存の状況で生かした中で給食の業務を適切にできるかどうか、そういうことを含めて内部で協議したのかというようなお話でした。実質的には、今食育・防災センターということで国の高額補助を活用した中でやっていくというようなことで当初予算を計上させてもらってここまでできていますので、改めて今の既存のセンターをどうしましょうか、ああしましょうかという実質的な協議はしていません。ただ、この事業を推進するために今増額にはなりますけれども、その高額補助を使って今の老朽化した給食の施設をどのような形で給食の業務を含めやっていくかということに視点を置きまして、今回内部でもそういう結論を得た中で今回の提案に至っております。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。もちろん高額補助だということは私も十分承知しておりますし、その視点で今までもお話をしてきたつもりでございます。それでも現在の補助の状況とコンパクトな実人員に合わせた給食センターとの財政比較、私このことはずっと言っているのですがなかなか明確なものが出てこない。本当に財政的に有利なのはどういうことなのだと。ですから、コンパクトな実人員に合わせた給食センターオンリー、それだけをつくったときとの比較をもう少し具体的に数字としてやっぱり僕は出すべきだと。これがなければ、高率補助は十分承知しているのです。75%というのは。ただ、それではコンパクトなものをつくったときと今つくるものではこれだけ白老町の財政が有利に働きますということがきち

んと見えてこない。理解をしていただくのが大変だと。まして先ほどから何度も言いますけれども、何千円の話をしているのです。100歳以上人の5,000円の祝い金を切るか切らないかという話をしているときに2,850万円を単費で出すなんていうことが一般論として認められるのですかと。ここら辺を理論的にどう説明して、どう説得するのかというあたりが町として不十分ではないかと思うのですけど。いかがですか。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） いわゆる財源をどうするかというような問題では、給食センターの改築の議論がなったときに、スタートの時点から財源をどうしましょうかというような話は内部でもあるいは議会にもご説明しながら進めてまいりました。当然給食センターをということになると補助を受けられる率が非常に低率といいますか既存の率としては非常に低いというようなことから、他の補助を活用した中で高率をということで何年もかけてここまでできています。単純に今数字的に手元にあるわけではないですけども、当然単費でいきますと当初のお話の中で言うと10億円とか11億円というお話をしていますけれども、その中で例えば15%の補助云々というと単純に言うと1億5,000万円とかそういうようなことなものですから、当初からの考えとしては、やはり75%の高率補助を受けた中で給食機能を持った施設をつくりましょうというようなことでできていますので、単純に今言いますけれども、当初の段階からやはり既存の給食センターの機能だけを持った施設と、それから高額の補助をいただいた中での機能を持った施設と比較すると、やはり十分給食の機能を果たす考え方の中で進めさせてもらっているというふうに私どもも説明もしていますし、そういうふうに思っております。今回改めて給食センターどうのこうのという比較はしていませんけれども、これは当然今までの経過の中でそういう比較の中でいわゆる財源としての単費の持ち出しがどの程度になるか、町としての持ち出しが安くなるのかといいますか、そういうようなことで今までもきておりますので、今回増額になりますけれども、そういう視点の中でこの今まで積み上げてきている事業をそういう形で進めさせてもらいたいというふうに考え、今回提案させていただきました。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。そのところはずっとそういう説明ですから、そこは理解しているつもりなのです。ただ、私が言っているのはこういうことなのです。例えば7年後、子供が700人になったと。そのとき給食センターつくったら9億円です、8億円ですと。今1,300食のものをつくって補助金もらってやったら15%と75%はこれだけ差があってこれだけまちに有利なのだ。1,300食と700食のランニングコストを計算してもこれだけ有利になるのだという資料を私何回か要求したけどきちんとしたものは出てこないのです。きていないでしょう、実際に。何を言っているかといったら、700食の給食センターつくったら幾らかかるかわからないとか。そんな正確なものでなくてもいいと僕は何度も言ったのです。議場で。それが出てこなかったらわからないのです。我々がどれだけ有利かということが。有利であって75%補助で一定限度はわかります。ですから僕はそういうものを町がきちんと提示して今回もそういうものの中でこれだけプラスになって、これだけ補助をもらえば有利ですということ

が明確に出てきていないでしょう。なぜこれが出てこないのかと言っているのです。

それで、先ほど補助の話がありました。いろいろ面倒なことがあるかもしれませんが。私が勝手に言わせてもらえば、必要額全額が補助の対象になった場合はまちの持ち出しは2,800万円の75%ですから715万円。これだけ持ち出せばできるのかどうか。2,800万円というのと、それはつくかどうかわからないという話もあるかもしれません。だけど現実的に2,800万円は今まちが出せる金なのかということを見ると、715万円でもし本当に補助が出てそうなのであればそれはまた違った考えもあるかもしれません。そういうあたりをやっぱり、明確にできないのならいいのだけど、少なくとも2,850万円の補助が認められるとしたら715万円ぐらいの、これはちょっと前後あるかもしれませんが、そういう町の単費の持ち出しだというふうに考えていいのですか。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 今の後段のご質問です。先ほども同様のご質問にお答えしていますが、今の単費の2,850万円何がしの金額が、今この時点で単独費ということでご提案させてもらっていますけれども、先ほどもご答弁したとおりこの工事の部分も合わせて補助対象になるというようなことで今防衛と協議をさせてもらっています。ただ、明確に今そのもの全てが75%の補助でどうのこうのというのは明確な数字をお答えできませんけれども、そういうように私どもも今防衛と協議させてもらっていますので、金額は700万円とか800万円とかその程度になるかどうか確約はできませんけれども、十分その部分については協議して、補助に採択されるように私どもも協議を進めていきたいというふうに思っています。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） まず、5ページの第2表、債務負担行為補正の（仮称）食育・防災センター建設事業の限度額が、今説明ありましたように変更後2,858万1,000円の増額になっています。それと、議案第1号の説明資料で②の総事業費の財源についても説明ありましたけれども、一般財源が1億5,850万8,000円となっています。この1億5,850万8,000円には今回の追加額2,858万円が入っている額になっています。この2,858万円は、今同僚議員からも話あったように補助金がつくつかないかという議論していますけど、それは別として、まず一般財源として2,858万1,000円計上されていますから、合わせた1億5,850万8,000円のこの財源は一般財源になっていますけれども、今財政健全化プランの中でご承知のとおりですが、この財源はどのような資金が充当されるのか。どのような資金、町税ですとか、どこから基金来ますとか、そういうどこの資金をこの1億5,850万8,000円に充てようとしているのか。その辺を7月のときにも説明あったかもしれませんが、私はこの部分については反対でしたから議会欠席して居ませんので内容分かりませんが、改めて伺います。

次に、地方債として2億2,810万円長期の借金見込んでいますけど、これは元金だと思えますけど、現時点での見込み額でいいですけども、借入期間と利息は幾らになるのかということです。

それと、説明もありましたけど昨年9月12日の入札で、本体の建設工事が予定価格と5,900

万円違うということで議会にも説明ありました。しかし、今回はいろいろ説明ありましたが、5,900万円の差が今回の議案説明によると4,505万6,000円になりました。その差額が1,400万円縮減になっていますけど、この1,400万円が縮減になった主な理由、何がどうなって5,900万円から4,500万円になったのか。その辺をお聞きします。

○議長（山本浩平君） 安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 私のほうからは1点目の財源の内訳の充当先についてというご質問でお答えさせていただきたいと思います。この食育・防災センターについては、当初からご説明しているとおおり、この財源につきましては教育施設整備基金、目的基金を充当するというようなご説明をしております、今回の増額部分も含めてこの基金で今後も対応していきたいと考えています。

○議長（山本浩平君） 葛西総務社会教育担当課長。

○教育課総務社会教育担当課長（葛西吉孝君） 2点目の起債の関係でございますけれども、元金が2億2,810万円ということで、この部分の利息につきましては3,771万7,472円を想定しております。元利合計で2億6,581万7,472円というような試算をしております。

期間の関係でございますけれども、平成24年の借り入れ分につきましては平成34年度まででございます。それから、平成25、26年度分でございますけれども、平成25年度分については平成45年度まで、平成26年度の借り入れ分につきましては平成46年度までということになってございます。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 入札不調になったときの5,900万円と今回の差ということでございます。5,900万円というのは消費税を抜いた金額でございました。それでいくと今回予定価格としては大体2,990万円くらいの工事費となって大体半額にはなります。その差というのはどういうものかという話ですけれども、先ほど説明したとおおり、積算する業者さんが作業員を見つかるときの労務単価と今回北海道が積算したときの労務単価が違うという現状があるのではないかという形では考えています。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 今全ての1億5,858万円の一般財源は、教育関係施設整備基金を充てると言っていましたけど、それでは、今教育関係施設整備基金の残高は幾らになっているのかということでございます。

次に、今入札不調による工事追加費4,505万6,000円の説明があつて、半分くらいは消費税云々とありましたけれども、これは1月16日の総務文教常任委員会の委員会協議会のときに、この（仮称）食育・防災センターの工事の今回補正上げる額についての説明があつたときに、この4,500万円の積算について、私もメモしているのですが、この建設工事積算根拠に基づいて業者と話し合ったと。きょうは同僚議員には建設協会とも意見を交えたり聞いたりしたと言っていますけれども、私どうもこれは不可解に思うのですけれども、これは前回入札業者も

決まっています。それで、どのような建設業者とどのような形で協議されて、今回の4,505万6,000円になったのですか。その経緯をもっと具体的に説明していただけませんか。入札する前から業者と話をするということがどうなのかと思うのですけど。

○議長（山本浩平君） 安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 1点目の教育施設整備基金の残高でございますけれども、本年度1,434万9,000円もう充当予定でございますので、この分を引きますと、5,000万円ほど現状の残高となっております。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） これにつきましては、どこでもそうなのですけれども、入札不調になったときに、要は北海道の単価とか積算根拠のあるもので積算していて差が開くということの理由について原因とかを聞かなければならないということがあります。言ってしまうと、うちはこういう形で積算しているけれどもそちらはどうですかとか、そういうところの積算の仕方とかを聞きながら、ここはこういうことなのかということ聞きながら積算すると。その中で、やはりうちとしては補助事業なものですから、資料があるものについては見積もりを使えないものですから、こういうところはこういうことで積算があるのだとかいろいろ業者さんに意見を聞きながら、できるだけ工事費を低くするような形で積算させていただいたということで、工事費を打ち合わせしているのではなくて、積算単価とかをどういうふうに出しているかということ聞いているという形でございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 本来そういう建設工事の積算根拠というのは厳正であり、公平であり、道とか国のものにあって一般に知らされないというのが今までのルールで、その中でやるという話なのだけけど、今回なぜ特別にそういう利害のあるようなところに意見を聞いたのか。今の答弁ちょっとわかりませんので具体的にもう一回説明を求めます。

それと、今教育関係施設整備基金残高5,000万円ぐらいだと。そして、今1,000幾らくらい充てていると言いますから、これを足すと大体6,400万円くらいあったのかと思います。そうすると、給食センターの今回の建設事業費の総額が2,858万円合わせて1億5,850万8,000円です。この1億5,858万円から5,000万円引くと約1億1,000万円財源が必要になってくるのです。この1億1,000万円の財源はどこからくるのですか。前回のお話なら全て虎杖中の校舎、グラウンドの売却益で賄いますと言っていますけれども間違いないですか。今の部分でいけば説明ございませんけれども、1億1,000万円不足するのです。これはどういう手当になっているのか。多分虎杖中の校舎、グラウンドの売却益を予定していると前回ありましたが、それで間違いないのかどうか。

○議長（山本浩平君） 安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 残りの財源につきましては、議員おっしゃるとおり虎杖中学校の売却を見込んでおります。ただし、先ほど差し引き1億5,800万円ではなくて、

残り 5,000 万円残っていますから、1 億 4,000 万円から 5,000 万円を引いた 9,000 万円ほどの差額が現状では出ているというような状況でございます。

○議長（山本浩平君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 説明が悪くて済みません。入札不調がこのごろ起きていることもありまして、国のほうも入札不調になったものについては、そういう理由について原因を聴取しなさいという形になっております。今うちで積算している単価と、見積もりした業者さんの単価にどれくらいの開きがあるとか、業者さんがとった見積もりはどこからとったとか、そういうことを聞きながら積算させてもらおうと。その中で、うちとしてもうちの積算根拠についてはこういう根拠でやっているとか、その積算根拠についてはもうある程度公になっていますので、その中で説明しております。そういうことで、金額をすり合わせするのではなくて、積算するときの単価等がうちはこうやっているとかそういうことを打ち合わせしながら工事費を積算させてもらったという形でございます。

○議長（山本浩平君） 5 番、松田謙吾議員。

○5 番（松田謙吾君） 5 番、松田です。（仮称）食育・防災センター、すなわち給食センター。ただいま同僚議員から入札不調の 5,900 万円のずれの話もありました。不調から 134 日になります。そして、今回 4,500 万円の上積みして積算した。こういうお話がありました。今前田議員のほうから業者との積算のお話がありました。そういう答弁があったのですが、これは町が事業費の積算をするために、町が主導して業者とそういう見積もり合わせみたいようなことをやっているのですか。その辺わかるように説明していただきたいと思います。私も指名業者になったことがあります。昔はこういうことは大変な問題なのです。業者と話し合うなんていうことはあり得ない話です。しかしながら、今公然と建設業者とも話し合っ、参考資料を取っているような話がありましたけれども、こういうことが問題ない行為なのかと。これははっきり問題ない行為だと言明できるのですか。その辺の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 入札不調のものにつきましては、不調になった原因について調査、聞き取りをするということは国のほうでもやっていることで、問題ないことでございます。要は、どこが下がるかということがわからない限り改めて再積算できないものですから、そのことは聞き取りしなければならないということで、国もやっていますし、北海道もやっているという形にはなっております。

○議長（山本浩平君） 5 番、松田謙吾議員。

○5 番（松田謙吾君） その辺は、後からまたしっかり調査してからお聞きしたいと思います。

私は、12 月会議で企業誘致に関して虎杖中学校の校舎とグラウンド等の売却について質問をしています。校舎、体育館等の建物については、改修・改善等が必要なのでかかる経費を相殺する。このような条件提示がなされております。そして、再交渉していると答弁があったが、売却額、時期についてめどがついたのかどうか。

それと、12 月の一般質問で、給食センター建設の財源に虎杖中の校舎、土地を売却した代金

を充当すると答弁をいただいております。売却予定地を9,000万円強としていた。今その答弁で額を明確にしなかったが、産業厚生常任委員会が27日に企業を訪問するのですが、町民の財産を処分する重要な案件は曖昧にして訪問するというのはいかなものかと思っておりますが、具体的な交渉の進捗状況を認識する必要があると思うのですが、その辺はどうなっているのかお聞きしたいと思います。

それから、もう1点、校舎と土地代の不動産鑑定が私はきちんと示されていないと思うのです。それで、議会の質問の過程の中で売却金額が示されるなど、相手の意のままにこの9,000万円という金額が決められているのかどうか。最低限度額など理事者と決めた中でこういうものを決めているのか。相手の言いなりになって9,000万円と決めているのか。この辺の決め方をどのような考えで決めているのか。この辺の考え方も1点お聞きしておきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 今の質問ですが、財源の関係ということなので、そういった観点からお答えいただければと思います。

大黒営業戦略担当課長。

○産業経済課営業戦略担当課長（大黒克己君） お答えいたします。1点目の12月の松田議員の一般質問にお答えした中で、最終的な売却価格につきましては、当初鑑定価格の中で協議しておりましたが、その中から改修費用を差し引いて最終的な売却金額にさせていただきたいというお話をさせていただきました。これにつきましては、今現在も協議中でありまして、まだ最終的な合意には至ってございません。

それから、鑑定評価の関係でございますが、昨年1月に不動産鑑定士に鑑定を依頼いたしまして、そこで出た金額をもとに交渉を進めてきているというのがこれまでの状況でございます。

○議長（山本浩平君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時04分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君） 今いろいろお話があったのですが、9,000万円を売却すると。この売却が不調になった場合、9,000万円以下、ということは、今企業のほうといろいろ、校舎の悪いところがいろいろ出てきて、問題なところが出てきて、それと相殺するという考えを示しておりました。その相殺が、例えば9,000万円から大幅に下がった場合、その財源の手当て、幾らぐらいになるかということとはわからないと思うのですが、その財源の手当てをどのように考えているのか。この補正予算に出ています9,000万円の財源がぐっと落ちた場合、どういいう手当てを考えているのか。この辺をお聞きしておきたいと思うのです。

○議長（山本浩平君） 安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 想定で言う形になりますけれども、現状で9,000万円の範囲でいけば当然吸収されます。今の状況でいきますと。それが下がることによって吸

取されない部分が出てきますので、そういう状況になれば一般財源で持ち出すことにならざるを得ないという形になります。一方では、先ほど建設課長も答弁しているとおり防衛のほうに補助金の採択を受けていますから、それが十分になればこの部分については解消されるというような結果が出てくるという状況でございます。

○議長（山本浩平君） ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

まず、本案に対する反対討論の発言を許可いたします。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 13番、前田です。私は、議案第1号 平成25年度一般会計補正予算（第6号）の第2表、債務負担行為補正、（仮称）食育・防災センター建設事業に対して反対の立場で討論を行います。

まず、反対する理由の前提を申し上げます。町の財政が立ち行かなくなるとして、平成19年度に新財政改革プログラムを策定し、進行管理をしてきましたが、実質的には財政が危機的状況にあったにもかかわらず、飴谷前町長は町民に対して普通のまちになったと宣言し、誤ったメッセージを町民に送りました。しかし、財政は破綻寸前の状況に追い込まれておりました。このように厳しい財政環境の中にあつたにもかかわらず、前町長は平成21年3月議会で新たな給食センターを建設することを明らかにしました。このままの財政運営では、早期健全化団体、もしくは夕張市のように財政再生団体に転落する可能性が高いことから、財政破綻を回避するために、平成25年度に入り戸田町長は財政健全化プラン（案）の策定に着手し、議会でも真摯に議論を重ねてきました。今年度中に成案が議会に示されようとしています。この健全化プランは、平成32年度（2020年度）までの7年間の計画期間で赤字をゼロにするためのプランであり、町の財布が空っぽになっていて、ない袖は振れないという極限の状況に置かれています。このような状態にある中であつて、平成24年1月19日の議会で（仮称）食育推進センター建設の基本設計費が決まり、給食センターの建設が事実上スタートいたしました。

そこで、反対の理由であります。（仮称）食育・防災センターを、ここでは給食センターと呼称させていただきます。議案説明でもありましたが、今回の補正予算は、昨年9月12日の入札で本体の建設工事が予定価格と大きな開きがあり入札不調となり、その差額は5,900万円でありました。今回の補正は2,858万1,000円であります。その中身は審議の過程でも明らかになりましたが、これまでに予算措置されている建設事業費を上回る建設費がさらに必要になったとして、このたび債務負担行為補正が提案されたところであります。今回補正することで一般財源が新たに追加され、ますます財政を圧迫することになっていきます。補助金がつく、つかないの議論は、本質的には別な問題として私は捉えております。補正予算計上に当たっては、危機的な財政状態に鑑み、将来の給食供給数と施設管理運営費のランニングコストを見通して、合理的、効率的な施設としての建設内容を見直し、将来を見据えた事業内容に置きかえて財政負担

の軽減を図った事業内容に改めるべきでありました。限られた財源の中で町民負担と行政サービス低下が強いられており、少しでも住民ニーズに応えるには知恵と工夫が必要であるのに、町が経営努力した形跡は見受けられません。

私は、給食センターの建設に当たっては、これまで議会での質問等で非常に慎重にならざるを得ないと指摘してきました。新たに建設される給食センターは、白老町の加速度的な人口減少による児童生徒数の激減に見合った適正規模の給食施設とはなっておりません。現在は児童生徒数1,174人で、給食供給数は1,344食になっています。この食数は今ある給食センターでつくっています。人口減により7年後の児童生徒数は700人前後と見込まれ、給食供給数も700食前後となり、約半分強になると思われます。このように給食供給数が激減することになっているにもかかわらず、新しい給食センターでの給食数は1,300食対応になっています。施設規模は衛生管理基準を考慮したとしても建設面積は現在の3倍になっています。

今回追加された事業費を合わせた建設総事業費は13億18万円に上り、そのうち一般財源が1億5,850万8,000円となっています。この一般財源の内訳は、ただいま審議されたようにこれまで積み立てられていた教育関係施設整備基金を充当し、それでも財源不足が生じるため、売却が予定されている虎杖中学校の校舎やグラウンドなどの売却益を充当することになっています。この建設費のほかに給食センター運営管理費が町の試算では新たに毎年2,000万円、そして借金に当たる地方債の元利償還金が総額で2億6,581万7,000円も別に必要となります。

町長が諮問している白老町行政改革推進委員会でも、給食センターの建設に対して、「財政健全化の前に食育・防災センターが必要か十分議論したのか。少子化が続き学校統合や老朽化が進み、100%補助でもないのにやめようという議論にはならなかったのか。一般町民は不思議に思っている。」との意見が出ています。私のところにも同様な意見が多く寄せられています。

今後の教育施設整備として、白老地区小学校の3校の統廃合による校舎大規模改修、歩道橋・跨線橋の整備、スクールバスの購入と運行経費、そして各学校の耐震化、さらに廃校の校舎解体と遊休校舎の維持管理など数億円に及ぶ膨大な教育施設整備費を要します。このような状況下にあって、新規でかつ大規模な箱物の給食センターを建設することは、町の財政に大きなリスクを今後に対しても負うことになり、次世代に大きなツケを残すことは避けられません。白老町の今日的財政危機を招いたのは、身の丈を超えた行政運営が財政危機を招いたときの町長が認めていたにもかかわらず、給食センター建設で同じ轍を踏もうとしているところであります。給食センターの整備そのものについては否定するものではありませんが、将来を見通した適正規模で財政負担を軽減した給食センターにすべきであります。このような給食センターを建設することで大きな財政負担を先送りするという点については、非常に慎重にならざるを得ません。

よって、議案第1号の（仮称）食育・防災センターに関する補正予算及び大規模な給食センターの建設には、反対いたします。

以上で反対討論を終わります。

○議長（山本浩平君） ほかに反対討論はございませんか。

5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君） 5番、松田謙吾です。25年度一般会計補正予算に対し反対の立場で討論をいたします。

21年3月15日、給湯管が漏れる危険度が高い、非常に財政が苦しいけれども21年度中にとにかくやらなければならない、給水給湯管及び蒸気配管改修工事2,216万6,000円を計上。そして、今後屋根のふきかえと改修費3,000万円の必要最小限の改修費を積算しているのだと。そして、実施されず22年3月18日取り下げ。学校給食センター改修計画を策定していると町長、教育長が執行方針。教育長は、約10億円程度と考え、土地を入れるとべらぼうな金額ではないと議会に示している。しかし、建設計画も給食センターから（仮称）食育推進センター、（仮称）食育・防災センターと変更。事業費総額もその都度変わっている。

今2度目の財政危機状況の中で、港湾の問題、港湾は8年間も協議中の企業は、木材チップを積んだ貨物船が白老港を利用することは考えていない。今白老町は港湾を使う手段がない状態であります。バイオマスの問題、施設も廃止できない。町立病院の成り行きがいろいろ問題になっている。人口減少、少子化による学校統合、生徒数の激減。町民の安心・安全にかかわる縮小、廃止と2度目の財政プラン検討中。学校給食センターは計画から約4年、土地代を加えるとべらぼうな金額になり、先ほどの公債費の利息を入れると総額13億4,822万6,132円になる。べらぼうな金額になっております。

白老町行政改革推進委員会委員長は、25年10月8日、食育センターも補助金の甘い人参に惑わされず、バイオマスのように失敗と言われぬよう取り組んでほしいと釘を刺している。その補助金9億1,357万2,000円、地方債いわゆる借金2億2,810万円、一般財源1億5,850万8,000円、町の総負担3億8,660万8,000円、プラス先ほどの2,658万1,472円でありますから、膨大に膨れ上がっております。そのほか運営費約6,000万円が7,500万円に約1,500万円ふえ、借金返済20年間毎年1,750万円ほどの返済。供用開始されたら今後毎年新たな財源が今より3,000万円以上必要になる。2度目の財政危機回避と23回の特別委員会を開催している中、食育・防災センターの期限つき一般競争入札が暗礁に乗り上げ、きょうまで134日経過している。新たに増額補正の提案であるが、この補正予算、食育・防災センター建設に、私は反対する。

以上であります。

○議長（山本浩平君） ほかに反対討論はございませんか。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

10番、小西秀延議員。

○10番（小西秀延君） 10番、小西でございます。私は賛成の立場で賛成討論をさせていただきたいと思っております。

本案件は、9月に入札が不調になった。それがもつと、この入札不調の差額分5,900万円と町からの説明がございましたが、今回は5,900万円より積算を下げ調整をして、考慮された金額で上程されてきているものと認識しております。

また、本案の根本に戻る反対討論がございましたが、本案のもともとの案は、食育・防災センター建設の目的ということでございます。現在老朽化している給食センター、その機能を備え、なおかつ食育・防災センターという役目を担う2つの目的を持った建物ということで今回

上程され、承認されてきたものでございます。老朽化した施設を改築するために防災機能も備えた建設、そしてなおかつ75%という高額の補助をもらえる施設として建設していくということは、十分財政を考慮し、そして今後の食育、また非常時、災害時に必要な建設の懸案となっていると理解しているところでございます。非常時には、災害時に食料を配給できるネットワークの拠点となる。また、配備された調理員が備蓄または調達した食材により非常食を準備。そして輸送車両等を配備し、避難施設等への非常食の配給も担う施設となつてございます。単に給食センターという機能ばかりではなく、非常時の対応もとれる。そのために75%の高額の補助をいただけるということでございます。

また、今回上程されております補正予算につきましても、設備等の入札差金1,647万5,000円、こちらのほうも配慮をいただいた中でどうか町の財政に負担にならないような予算組みを考慮され、なおかつ今回補正額2,858万1,000円、そちらのほうも補助の対象としていただけるように協議をしていると町の努力も感じられるところでございます。なるべく町の負担がないような考えで、そして児童生徒の給食の今後の施策に必要な建設、そして防災上の建設、私はこの施設は大変今後絶対に必要になってくるものだと理解しておりますし、本案がもし廃止されるということになりますと、対案が現在はない状況にあると認識しております。老朽化したままの施設での運営は難しいという判断に立っておりますので、今後もきちんと計画的な給食配食の計画を保つためには、本案を成立し、今後の給食の配食計画に寄与するべきと考えておるため、本案に賛成させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） ほかに賛成討論をお持ちの方はありませんか。

それでは、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 平成25年度白老町一般会計補正予算（第6号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

反対、5番、松田謙吾議員、7番、西田祐子議員、13番、前田博之議員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時40分

○議長（山本浩平君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

◎議案第 2号 白老町附属機関の設置に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第5、議案第2号 白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） それでは、ページ数は議2-1です。議案第2号 白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成26年1月24日提出。白老町長。

白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例。

白老町附属機関の設置に関する条例（平成25年条例第3号）の一部を次のように改正する。別表第2項に次のように加える。

議2-3ということで、議案説明をいたします。議2-3を見ていただきたいと思います。白老町附属機関の設置に関する条例の一部改正について。

子ども・子育て支援法（平成24年度法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、白老町子ども・子育て会議を設置するため、本条例の一部を改正するものである。

続きまして、議2-4です。白老町附属機関の設置に関する条例新旧対照表がございますので、そちらのほうを見ていただきますと、改正前、改正後となっております。ここに、教育委員会の附属機関に加えるということでアンダーラインを引いておりますが、そこを読ませていただきます。

白老町子ども・子育て会議、教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事項に関する調査及び審議。（1）、子ども・子育て支援法第77条第1項各号に規定する事務に関すること。（2）、子どもに関する憲章等に関すること。（3）、前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める本町の子ども・子育て支援施策に関することでございます。

補足説明をさせていただきます。この条例改正についてです。この条例改正は、白老町附属機関に白老町子ども・子育て会議を加える条例改正です。本会議では、子ども・子育て支援法に規定する事務、子ども憲章に関する事項、本町の子ども・子育て支援施策の調査・審議を行います。

具体的な調査・審議内容としましては、子ども・子育て支援事業計画にかかわるニーズ調査及び子ども・子育て支援事業計画等を審議します。また、現在ある白老町次世代育成支援地域対策協議会を廃止して、今回設置する白老町子ども・子育て会議でその役割を担います。委員の定数は、子ども・子育て支援法の規定から、子供の親を加えて現状の白老町次世代育成支援地域対策協議会よりも1名増員します。ということでございます。

続きまして、議2-2を見ていただきます。今お話ししました教育委員会の諮問に応じてということで、新旧対照表でお話ししました。続きまして、委員の定数は12人以内ということでございます。それから、委員の任期は2年ということでございます。

附則です。この条例は、平成26年2月1日から施行する。

以上、ご審議いただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君） 今の説明で、ニーズ調査とかをすると。また、次世代育成のほうを廃止してこちらのほうの白老町子ども・子育て会議にしますという説明だったのですけれども、教育長にお伺いいたします。今回このような形できちんとするという事は別にどうのこうのという問題ではなくて、教育長として、新たにつくる白老町子ども・子育て会議、どういうことを考えられて、どのような政策というのですか、これから展開していかれるというお考えなのか。その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） この子ども・子育て会議自体は、国の法に基づいての設置のあり方です。これは簡単に言いますと、これからの子供支援をどういうふうにして町としてやっていくかというその計画と実施方法、また実施していく内容についての捉え方をする会議でございます。ただ、うちには今まで今課長のほうから説明がありましたように、次世代育成の委員会もございました。そういう中で積み上げてきた子ども・子育て施策のあり方を全般的に推進していく、そういう会議にしていきたいと思っております。

ですから、今議会のほうにもご説明を申し上げております子ども憲章等も含めまして、今後の子供の育成、それから子育て世代の支援の仕方、そういうものについて進めていく一つの会議だと認識しております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君） 今までの形をこれからさらに発展的にさせていくという考え方なのだろうと思うのですけれども、今までいらっしゃった次世代育成の委員の方々はほとんど横すべりというような形でいかれるお考えなのでしょうか。それとも新たな形で公募なり人選なりをするお考えなのでしょうか。その辺をお伺いしたいと思います。それで質問を終わります。

○議長（山本浩平君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） それでは、西田議員の質問にお答えしたいと思います。構成員ですけれども、今構成員が11人いらっしゃいます。それぞれ団体から構成員の推薦をいただいておりますので、その団体の11人の皆さんについては、今までの次世代の協議会の土台もございまして、そういう議論の中で進めているということでございまして、その部分の11名については、それぞれの団体から推薦いただくという予定にしています。

また、今回条例の一部改正を議決いただきましたら、ここにありますとおり子ども・子育て支援法第77条第1項において、子供の親という部分を加えて、その部分が非常に子ども・子育てを今当事者としてやっているということなので、その部分の要請が国からございます。その子供の親を加えてという部分1名をこれから公募いたしたいと思っております。

以上です。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎承認第 1号 議員の派遣承認について

○議長（山本浩平君） 日程第6、承認第1号 議員の派遣承認についてを議題に供します。

本件につきましては、白老町議会の議員及び委員の派遣に関する要綱第3条第3項の規定に基づき派遣の要請がありました。

承認第1号 議員の派遣承認については、別紙のとおり派遣いたしたいと思えます。

なお、日程の変更等、細部の取り扱いについてはあらかじめ議長に一任願いたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 議員の派遣承認については、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（山本浩平君） 日程第7、議長から諸般の報告を行います。

休会中の各委員会における所管事務等の調査について報告いたします。産業厚生常任委員会委員長から委員会規則第17条の規定により、お手元に配付いたしました通知書のとおり、休会中における所管事務等の調査の申し出がありました。産業厚生常任委員会においては、調査等よろしく願います。

◎散会の宣告

○議長（山本浩平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

議長により念のため申し述べておきます。明日1月25日から3月31日までの間は休会となっておりますので、ご承知おき願います。

本日はこれをもって散会いたします。

（午前11時50分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 山 本 浩 平

署 名 議 員 小 西 秀 延

署 名 議 員 山 田 和 子

署 名 議 員 本 間 広 朗